

■八尾市防犯灯管理 GIS システム導入業務に係わる公募型プロポーザル 質問回答書

番号	該当箇所・ページ	質問項目	要旨	質問回答
1	仕様書 3頁	第13条 再委託	「受注者は、本業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。」と記載されておりますが、市内の事業者（電気事業者）には再委託可能という認識でよろしいでしょうか。 (プロポーザル実施要領のP.5「提案書記載内容 9 有益な提案」において、「市内業者の活用など」と記載されており、再委託可能という認識でよろしいでしょうか。)	お見込みのとおりです。
2	仕様書 4頁	第17条 資料整理	「電柱情報（Shape データ）等の資料（データ）は発注者より貸与する。」と記載されておりますが、資料（データ）の中に電力契約情報（電柱番号記載の物）も含まれる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書 4頁	第18条 防犯灯管理 GIS システム導入	「帳票（カルテ）」について、八尾市様で様式案（イメージ）は作成されていますでしょうか。作成されている場合は、事前に質問回答添付資料として提示いただくことは可能でしょうか。 また、帳票（カルテ）に記載すべき最低限記載すべき内容等がありますでしょうか。	「帳票（カルテ）」は、今後の維持管理のために必要な帳票書類として作成をお願いするものです。様式案（イメージ）は作成していません。 第19条（現地調査）で収集した1～11の内容について、全て1枚のカルテで把握できるように記載をお願いいたします。
4	仕様書 4頁 仕様書 7頁	第18条 防犯灯管理 GIS システム導入 第28条 システム運用・保守	本業務では、「防犯灯管理 GIS」及び「市民投稿システム」の導入が必要と認識しておりますが、システムの本稼働時期が明示（記載）されておられません。本稼働時期の期限をご教示お願いいたします。 また、本稼働が令和9年4月1日以前の場合は、本稼働後のシステム利用料・保守料は導入業務内に含まれるのでしょうか。それとも別途契約いただけるのでしょうか。 (運用保守業務の契約期間が、令和9年4月1日～と記載されているため、ご教示お願いいたします。)	第19条（現地調査）に記載のとおり、本システムの初期構築作業期間及び運用開始日は、契約締結日から令和9年3月31日となっています。 また、令和10年3月31日までの運用保守業務の委託料は、システム導入業務の契約に含まれています。 令和10年度以降の運用保守業務については、別途契約いたします。

5	仕様書 5 頁 仕様書 7 頁	防犯灯管理 GIS システム導入 第 28 条 システム運用・保守	現在貴市で運用中の、八尾デジマップにかかる費用負担は本業務内に含まれないという認識で宜しいでしょうか。作業や費用負担が必要な場合は、既存ベンダーへの外部発注として、具体的な作業内容及び金額を明示お願いいたします。	やおデジマップにかかる費用負担は、本業務内に含まれます。(3 年目以降の運用保守業務も含む) 防犯灯情報については、2 年間初期搭載及び R9 更新 1 回で 20 万円程、3 年目からは、毎年 10 万円程を想定しています。また、市民投稿 URL リンク設定は、1 年目のみ 10 万円程を想定しています。
6	仕様書 6 頁	第 21 条 現地補足調査	「協議等で必要となった情報について、現地補足調査により、随時確認を行う。」と記載されておりますが、どの様な情報を確認するか、現在想定されている内容があればご教示お願いいたします。	第 20 条(現地調査整理)で確認した不整合(漏れ、過剰、不備等)について、公図、道路地図、その他資料(地積図)等と照らし合わせ、再度、現場状況の確認をお願いします。 例) 防犯灯柱の腐食状況の確認 例) 占用位置(私道等)の確認
7	仕様書 6 頁	第 21 条 現地補足調査	「開発行為での新設、町会等での新設・取替も想定」と記載されておりますが、どの程度の数量を見込まれているかご教示お願いいたします。 (御見積額にも影響しますので、具体的な数量をご教示お願いいたします。)	開発行為での新設、町会等での新設・取替も想定していますが、今後、発生する内容となるため、具体的な数量は未定です。
8	仕様書 6 頁	第 22 条 移管対象の選定	「本市へ移管可能な防犯灯等を選定し」と記載されておりますが、選定基準等はございますでしょうか。	防犯灯を市に移管する場合の基準を定めています。 また、市ホームページの「防犯灯の移管及び新設について」において、市へ移管できる要件等を掲載しています。
9	仕様書 6 頁	第 23 条 名義変更	「防犯灯データの整理を 1 年目と 2 年目の各年度に行う。」と記載されておりますが、「データの整理」を各年度末までに行う認識でよろしいでしょうか。	関西電力が名義変更の手続を各年度末までに完了できるように防犯灯の移管が決定次第速やかに「データ整理」をお願いします。
10	仕様書 6 頁	第 23 条 名義変更	「NTT 柱については、各年度末までに受注者よりインターネット申請にて添架申請の手続を行う。」と記載されておりますが、インターネット申請時の申請必要書類などは、NTT 様と事前に協議済みという認識でよろしいでしょうか。協議済みの場合、協議状況等をご教示お願いいたします。	NTT 柱への添架申請について、NTT 様と事前相談を行っており、防犯灯毎のインターネットによる添架申請など、必要な手続内容を確認しています。

11	仕様書 6 頁	第 24 条 占用許可	「占用許可申請を各管理者へ提出資料として作成する。」と記載されておりますが、提出資料について各管理者と事前に協議済でしょうか。協議済みの場合、協議状況等をご教示お願いいたします。	占用許可申請について、市の道路管理者等と事前相談を行っており、一括まとめて申請するなど、必要な手続内容を確認しています。
12	仕様書 7 頁	第 26 条 成果品作成・中間報告書含む	「1 年目業務完了時には中間報告として一次報告書及び成果品をまとめて中間納品することとする。」と記載されておりますが、具体的に整理すべき内容をご教示お願いします。 (例えば、調査完了したカルテを 3 月末までに納品する など)	第 3 条 (履行期間) に記載のとおり、1 年目に行う第 16 条から第 24 条、第 26 条、第 27 条の業務内容が確認できる必要書類の提出をお願いします。具体的には、台帳システムに登録された約 2 万灯の防犯灯の集計 (一覧表)、位置情報 (平面図)、帳票 (カルテ) 等を報告書 (チューブファイル) と電子データ (一式) で提出願います。 例) 台帳システム登録データ 一式 例) 名義変更、占用許可データ 一式
13	仕様書 1 頁	第 3 条 履行期間	「履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで」と記載されておりますが、契約は令和 8 年度及び令和 9 年度業務を一括契約する認識でよろしいでしょうか。 また、運用保守業務の契約は、4 年間一括契約の認識でよろしいでしょうか。	本業務の履行期間である契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 箇年の業務契約の締結となります。 また、運用保守業務については、別途、令和 14 年 3 月 31 日までの 4 箇年の業務契約の締結となります。
14	プロポーザル 実施要領 6 頁	14. 2 次審査 (プレゼンテーション審査 (4))	「プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うこと。別途資料配布は一切認めない。」と記載されておりますが、提案内容を変更しなければ、プレゼンテーション説明用に資料を加工しスクリーン投影説明を行うことは可能という認識でよろしいでしょうか。	企画提案書等の内容とプレゼンテーション説明用の資料の内容に違いがないようにお願いします。 提案内容を変更しなければ、資料の加工は可能とします。
15	実施要領 1～2 ページ	1. 参加資格	管理技術者と照査技術者に「地方公共団体で同種または同類業務に従事した実績を有する者を配置」と記載されておりますが、平成 28 年度以降に完了した防犯灯または街路灯 (照明灯)、公園灯の現地調査またはインターネットを活用した GIS 構築の実績という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	実施要領 1～2 ページ	1. 参加資格	管理技術者と照査技術者に「地方公共団体で同種または同類業務に従事した実績を有する者を配置」と記載されておりますが、照査技術者でも実績になるという認識でよろしいでしょうか。	管理技術者と照査技術者は、どちらも「地方公共団体で同種または同類業務に従事した実績を有する者を配置」としています。

17	実施要領 5～6 ページ	14. 2次審査（プレゼンテーション審査）	「(3) プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びパソコン等の機器は提案者にて準備すること。」とありますが、スクリーンも提案者が準備するという認識でよろしいでしょうか。	スクリーンについては、市側で準備いたします。
18	実施要領 6 (13)	会社の業務実績	「平成 28 年度以降に完了した防犯灯または街路灯（照明灯）、公園灯の現地調査及びインターネットを活用した GIS 構築の実績が、それぞれあること。」との記載ですので、①防犯灯または街路灯（照明灯）、公園灯の現地調査と②インターネットを活用した GIS 構築、のそれぞれ実績が別々の業務で実績があれば問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	実施要領 6 (14) および (15)	空間情報総括監理技術者の業務実績	業務が完了した年度を問われていませんので、平成 28 年度以前に完了した同種業務の実績でも条件を満たしていると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。